

住民異動・マイナンバーカード

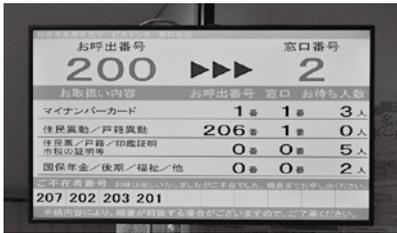
待ち人数：2人／呼出番号：310番

住民異動とマイナンバーカードをそれぞれ順番に最新の情報は右上の「更新」ボタンを押すと表示

市役所総合窓口に加え、新たに国保年金課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SCの混雑状況を、市ホームページからリアルタイムでご確認できます。混雑時の来庁を避けたり、待ち時間の参考に活用ください。右下のコードを読み込んでアクセスしてください。

また、市民課と各市民SCなどの窓口の混雑予想カレンダーを市ホームページで公開していますので、ご利用ください。

◆広報ID番号
1023744



手続きごとに番号でお呼びし、大型モニター(河辺市民SCと雄和市民SCを除く)に呼出番号や待ち人数を掲示して、受付状況をお知らせします。

新たに各市民SCなどに番号発券機が導入されています



3月16日(木)から国保年金課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SCの窓口混雑状況を市ホームページでお知らせします。



*SCはサービスセンターの略。

転入 転出

手続きをお忘れなく!

3月・4月は転入・転出などの届出で、窓口が大変混み合う時期です。特に3月下旬から4月上旬までと月曜が大変混雑し、時間帯は午前10時〜午後3時ごろがピークです!

混雑緩和のため、各種サービスを紹介しますのでご利用ください。

●問い合わせ 市民課 ☎(888)5626

オンラインで!

転出届は来庁不要のオンラインで!

スマホで下のコードを読み込んで、市ホームページにアクセスしてください。



◆広報ID番号 1027252

*パソコンからも申請できます。

申請に必要なもの：マイナンバーカード、マイナンバーカード受け取り時に設定した暗証番号

3月26日(日)と4月2日(日)と市民課に住民異動届の休日窓口を開設します



◆時間
午前8時30分〜午後0時30分

◆休日窓口の取扱業務

- 住民異動届：転入・転出・転居など
- 住民異動に伴う手続き：印鑑登録、住民票の写しなどの交付、国民健康保険、小・中学校の転学通知書の発行、児童手当など

*休日窓口では、他市町村や他機関への確認が必要な場合など、内容によりお取り扱いができない場合がありますのでご了承ください。

*住民異動に伴う福祉関係の手続きなどは、後日来庁が必要になる場合があります。

住民異動届の受付場所と時間

- ◆市役所1階市民課
平日午前8時30分〜午後5時15分
- ◆各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)・駅東SC・各連絡所
平日午前8時30分〜午後5時15分
(駅東SCは午前9時〜)

*問い合わせは各施設へどうぞ。

- ◆お問い合わせは各施設へどうぞ。
- 西部市民SC ☎(888)8080
- 南部市民SC ☎(888)1212
- 北部市民SC ☎(889)5984
- 河辺市民SC ☎(882)5131
- 雄和市民SC ☎(886)5525
- 駅東SC ☎(887)5320
- 岩見三内連絡所 ☎(883)2111
- 大正寺連絡所 ☎(887)2111
- ◆窓口来庁時の持ち物
本人確認ができる、マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証など。「本人」「本人と同一世帯のかた」「法定代理人」以外のかたによる届出は委任状が必要

証明書のコンビニ交付

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、各種証明書が取得できます。手数料は窓口より100円安くなります。

取得できる証明書：住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人事項証明書、所得・課税証明書など)

市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略



大滝山自然公園のシンボル大滝

◆3月21日(火)「春分の日」は、「家庭ごみ」と「資源化物」を平常どおり収集します

収集日にあたっていている地区のことはお忘れなく。

●問い合わせ 環境都市推進課
☎(888)5709

◆令和5年度の特定健診・健康診査の受診券は、5月下旬に住民登録している住所に送付します

受診券の送付先を、住民登録地以外に変更希望のかたは、お問い合わせください。対象▶40歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入しているかた

●問い合わせ 特定健診課 ☎(888)5636

◆4月1日(土)に大滝山自然公園が開園します

林道道川線の復旧工事が完了し、上新城道川側からの通行が可能となりました。ぜひこ来園ください。

●問い合わせ 農地森林整備課
☎(888)5741

お忘れなく！ 児童手当の手続き

児童手当は、中学3年生まで(15歳になった最初の年度末まで)の児童を養育しているかたへ支給されます。出生などで新たに対象にな

る場合は、申請月の翌月分からの支給対象です。

ただし、月末に事由(誕生日、前住所地の転出予定日、施設退所日など)が発生した場合、その翌日から15日以内の申請であれば、事由発生の翌月分から支給できますので遅れずに申請してください。

公務員独立行政法人職員を除くは、児童手当が勤務先から支給されます。採用・派遣・退職などで、勤務先から認定または消滅となるときは、お住まいの市町村への手続きが必要な場合があります。

手続きが遅れると、手当の返還や支給できない月が生じる場合がありますのでご注意ください。

●問い合わせ 子ども総務課 ☎(888)5689

はり・きゅう・マッサージ 受療券を交付します

秋田市国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入しているかたへ、4月1日(土)から使用できるはり・きゅう・マッサージ受療券を交付します。

申し込みは3月23日(木)から、下記の各担当課の窓口のほか、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所で受け付けます(いずれも平日のみ)。

◆秋田市国民健康保険加入者へのはり・きゅう・マッサージの受療券交付

対象は、国保加入に加え、申請時の年齢が55歳以上74歳以下で、申請前の国民健康保険税を完納しているかたです。

交付▶1回につき800円を助成する券20枚綴りを2冊まで

申請時の持ち物▶国民健康保険被保険者証と本人確認ができる運転免許証やマイナンバーカードなど
担当窓口▶国保年金課(市役所1階) ☎(888)5630

◆後期高齢者医療制度加入者へのはり・きゅう・マッサージの受療券交付

交付▶1回につき800円を助成する券15枚綴りを1冊
申請時の持ち物▶後期高齢者医療被保険者証
担当窓口▶長寿福祉課(市役所2階) ☎(888)5666

引っ越しシーズン 空き家の管理は適正に

空き家は、所有者などが近隣に悪影響を与えないよう適正に管理することが原則です。冬期間の積雪などで、建物が傷んでいないかご確認ください。また、引っ越しで自宅が空き家になる場合は、次の点にご留意ください。

◆建物の倒壊や、強風で物が飛散・落下するなどして、近隣や通行人などに被害を与えた場合、その建物の所有者または占有者などに対し、損害賠償などの管理責任が問われることがあります。

◆現在、空き家を所有している、または家族の転居などで空き家になる可能性がある物件をお持ちのかたは、「適正に管理されているか」「将来的に誰が管理するか」などをご確認ください。

●問い合わせ

・通行人などに危害を及ぼすような危険な空き家：防災安全対策課 ☎(888)5434
・その他、相談窓口の案内・紹介など：市民相談センター ☎(888)5646

2・3月分の給食費の 口座振替は3月28日(火)

小・中学校の3月分の給食費は、2月分と一緒に3月28日(火)に口座振替になりますので、残高不足にご注意ください。

口座振替の手続きをしていないかたには、3月中旬に納付書をお送りします。金融機関の窓口で、28日までに納付してください。

●問い合わせ

学事課 ☎(888)5806